

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

##### 1 基本的考え方

市は、県が武力攻撃事態等を認定した場合において、県から対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、市対策本部を設置し、国民保護措置を実施する。

しかし、武力攻撃事態等の認定が行われていない場合又は武力攻撃事態等の認定が行われたものの、県から対策本部を設置すべき旨の通知を受けていない場合に、県内及び隣接県において、多数の人を殺傷する行為等の事案（以下「緊急事案」という。）等が発生する恐れがあるとの情報を入手又は緊急事案等が発生したことを把握した場合においては、住民の生命、身体及び財産を保護するための初動的な被害への対処が重要である。

このようなことから、市は県対策本部が設置される前の初動連絡体制として、「緊急事態連絡準備室体制」を設置して関係機関からの情報収集を行うとともに、応急活動を行うこととする。

##### 2 緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

###### (1) 緊急事態連絡室の設置

市長は、市国民保護対策本部の設置前において次に掲げる設置基準に該当する場合は、応急活動を的確かつ迅速に実施するため緊急事態連絡室を設置する。また、関係機関との連絡体制を整えるものとする。

###### ア 設置基準

- (ア) 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、市及び県内外において緊急事案が発生したことを把握した場合（既に(イ)に該当している場合を除く。）
- (イ) 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、市及び県内外において緊急事案が発生する恐れがあるとの情報を入手し、県が連絡本部の設置の必要性があると認めた場合（既に(ア)に該当している場合を除く。）
- (ウ) 国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合（既に(ア)(イ)に該当している場合を除く。）

###### イ 廃止基準

- (ア) 緊急事案が終結した場合（武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く。）
- (イ) 武力攻撃事態等が終結した場合
- (ウ) 日田市国民保護対策本部の設置が決定した場合
- (エ) その他、知事及び市長が廃止することが適当と認めた場合

###### ウ 設置場所

緊急事態連絡室は、原則として市役所内4階庁議室に設置する。

市役所本庁が被災し、使用不能と判断された場合の代替拠点を市民への情報発信や災害情報、気象情報等の集約が可能な設備が確保される振興局の中から設定していくものとし、優先順位については市のほぼ中央に位置している大山振興局を優先順位1位とし、次に天瀬振興局とする。

## エ 組織及び業務内容

### (7) 緊急事態連絡室

原則として市国民保護対策本部体制に準じて編成する。

### (イ) 緊急事態連絡室会議

緊急事態連絡室長は、情報収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、緊急事態連絡室会を設置し、市国民保護対策本部に準じて編成する。

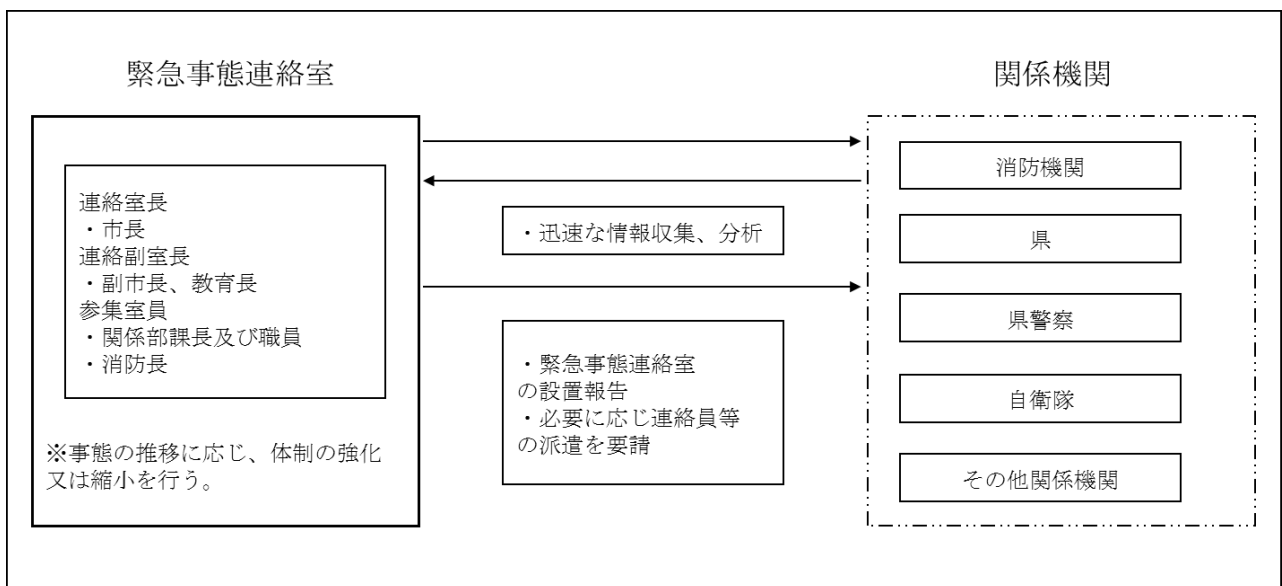
緊急事態連絡室会議における協議・報告事項は次のとおりとする。

- ① 武力攻撃事態等の恐れのある状況及びその対応状況
- ② 関係課相互の調整事項
- ③ 関係機関の連携に関する事項
- ④ 国、県及び関係機関に対する要請に関する事項
- ⑤ その他情報の収集連絡等に関する事項

### (ウ) 部及び班

市国民保護対策本部に準じて編成する。

## 【市緊急事態連絡室の構成等】



## オ 参集

原則、市国民保護対策本部に準じて参集する。具体的な個別の状況に応じる場合は、その都度判断する。

## カ 緊急事態連絡室設置時の留意事項

- ① 市は、緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について県に連絡する。
- ② 緊急事態連絡室は、指定公共機関、警察・消防及び自衛隊等の関係機関に設置を通知するとともに、当該事案に係る情報収及び情報提供を行う。
- ③ 緊急事態連絡室は、必要に応じて自衛隊、関係市町村その他防災関係機関に対して連絡員の派遣を要請することができる。

## (2) 緊急事態連絡室設置時における初動措置

市は、緊急事態連絡室において事態認定前の事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図るための必要な措置を講ずる。また、事態認定後においては、国民保護法に基づく必要な措置を講ずる。

## (3) 県への支援要請

緊急事態連絡室長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは県に対して支援を要請する等必要な措置を講ずる。

### 3 市国民保護対策本部に移行する場合の調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

### 4 市における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は、市国民保護対策本部設置前において、市長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、県に準じた対応をとるものとする。

## 第2章 市国民保護対策本部の設置等

### 1 市国民保護対策本部の設置

(国民保護法第27条 都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

(国民保護法第28条 都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

(国民保護法第29条 都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)

(国民保護法第30条 都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止)

(国民保護法第31条 条例への委任)

#### (1) 設置基準

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市国民保護対策本部を設置する。

#### (2) 廃止基準

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を解除すべき市の指定の通知を受けた場合、遅滞なく市国民保護対策本部を廃止する。

#### (3) 設置場所

市国民保護対策本部は、原則として市役所内4階庁議室に設置する。

市役所本庁が被災し、使用不能と判断された場合の代替拠点を市民への情報発信や災害情報、気象情報等の集約が可能な設備が確保される振興局の中から設定していくものとし、優先順位については市のほぼ中央に位置している大山振興局を優先順位1位とし、次に天瀬振興局とする。

(4) 市国民保護対策本部の組織、事務分掌等

ア 市国民保護対策本部

(ア) 市国民保護対策本部長

市国民保護対策本部の本部長は、対策本部の事務を総括する。

(イ) 市国民保護対策副本部長

市対策本部の副本部長は、副市長、教育長をもって充て、市対策本部長に事故あるときは、副市長、教育長の順で、その職務を代理する。

(ウ) 本部員

本部員は、市長部局、教育委員会等の部課長及び消防本部の消防長をもって充てる。

【市国民保護対策本部の組織】

市対策本部編成表					
本部長	副本部長	部 名	部 長・副部長・班長		構 成 員
市長	副市長 教育長	総合対策部	部 長	総務部長	防災・危機管理課員 総務課員 地方創生推進課員 まちづくり推進課員 ひた暮らし推進室長、室員 財政課員 情報統計課員 議会事務局員
			副部長	企画振興部長	
			班 長	防災・危機管理課長	
			〃	総務課長	
			〃	地方創生推進課長	
			〃	まちづくり推進課長	
			〃	財政課長	
			〃	情報統計課長	
		〃	議会事務局長		
		総務対策部	部 長	(総務部長)	税務課員 会計課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員会事務局員 各振興局員 各振興センター員
			副部長	(企画振興部長)	
			班 長	税務課長	
			〃	会計管理室	
			〃	選挙管理委員会事務局長	
〃	監査委員会事務局長				
市民対策部	部 長	市民課長	市民課員 人権・部落差別解消推進課員 課長課員		
	班 長	市民課長			
	〃	人権・部落差別解消推進課長			
福祉対策部	部 長	福祉保障部長	社会福祉課員 長寿福祉課員 健康保険課員 こども未来課員 監査指導課員		
	班 長	社会福祉課長			
	〃	長寿福祉課長			
	〃	健康保険課長			
	〃	こども未来課長			
商工対策部	部 長	商工観光部長	商工労政課員 観光課員		
	班 長	商工労政課長			
	〃	観光課長			
農林対策部	部 長	農林振興部長	農業振興課員 林業振興課員 農業委員会事務局員		
	班 長	農林振興課長			
	〃	林業振興課長			
	〃	農業委員会事務局長			
建設対策部	部 長	土木建築部長	都市整備課員 土木課員 建築住宅課員 契約検査室員		
	班 長	都市整備課長			
	〃	土木課長			
	〃	建築住宅課長			
教育対策部	部 長	教育次長	教育総務課員 学校教育課員 社会教育課員 文化財保護課員 スポーツ振興課員 人権・部落差別解消教育課員		
	班 長	教育総務課長			
	〃	学校教育課長			
	〃	社会教育課長			
	〃	文化財保護課長			
	〃	スポーツ振興課長			
消防対策部	部 長	日田玖珠広域消防本部 消防長	日田消防署員		
	班 長	日田消防署長			
上下水道対策部	部 長	上下水道局長	経営管理課員 施設工務課員		
	班 長	経営管理課長			
	〃	施設工務課長			

【市対策本部の事務分掌表】

部 名	事務分掌
総合対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部会議の事務処理に関する事項</li> <li>2 被災状況等の一元的な収集及び管理に関する事項</li> <li>3 県及び指定地方行政機関等との連絡に関する事項</li> <li>4 各対策部及び支部との連絡調整に関する事項</li> <li>5 自衛隊の部隊等の派遣に関する事項</li> <li>6 国民保護協議会の運営に関する事項</li> <li>7 国民保護措置についての訓練に関する事項</li> <li>8 避難施設の指定に関する事項</li> <li>9 緊急通報の発令、避難勧告・指示の伝達及び避難誘導に関する事項</li> <li>10 安否情報の収集体制の整備に関する事項</li> <li>11 特殊標章等の交付等に関する事項</li> <li>12 職員の動員及び配備に関する事項</li> <li>13 被災職員に対する援助に関する事項</li> <li>14 報道機関等の対応及び広報活動に関する事項</li> <li>15 被災状況のとりまとめに関する事項</li> <li>16 武力攻撃災害対策予算に関する事項</li> <li>17 市有財産の被害状況調査及び報告に関する事項</li> <li>18 車両・資機材の確保・整備に関する事項</li> <li>19 その他対策本部の運営に関し必要な事項及び他の対策部の所掌事務に属さない事項</li> </ol>
総務対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関連する経理及び物品の出納に関する事項</li> <li>2 その他総務部及び企画振興部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項</li> </ol>
市民対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 罹災による身元不明者の収容並びに埋火葬に関する事項</li> <li>2 罹災者の安否問い合わせに関する事項</li> <li>3 廃棄物処理に関する事項</li> <li>4 その他市民環境部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項</li> </ol>

【市対策本部の事務分掌表】 つづき

部 名	事務分掌
福祉対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の運営体制の整備に関する事項</li> <li>2 高齢者、障がい者その他特に配慮が要する者の支援に関する事項</li> <li>3 救援に必要な物資・資材の輸送に関する事項</li> <li>4 義援金及び見舞金の配分並びに義援物資及び見舞物資の受付、保管、配分及び輸送に関する事項</li> <li>5 医療及び公衆衛生に関する事項</li> <li>6 医薬品等の供給体制の整備に関する事項</li> <li>7 赤十字標章等の交付等に関する事項</li> <li>8 その他福祉保健部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項</li> </ol>
商工対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業者に対する融資の斡旋に関する事項</li> <li>2 救済用物資等の確保供給に関する事項</li> <li>3 労働力の確保及び供給に関する事項</li> <li>4 応急食料の確保及び配給に関する事項</li> <li>5 その他商工観光部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項</li> </ol>
農林対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農産物及び畜産物に対する応急措置に関する事項</li> <li>2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事項</li> <li>3 応急木材の確保、供給及びあっせんに関する事項</li> <li>4 林産物に対する応急措置に関する事項</li> <li>5 林道、林地及び治山関係施設の応急復旧に関する事項</li> <li>6 その他農林振興部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項</li> </ol>
建設対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災家屋等の調査に関する事項</li> <li>2 道路、橋梁、河川等の応急復旧に関する事項</li> <li>3 公園の応急復旧に関する事項</li> <li>4 仮設住宅の建設に関する事項</li> <li>5 公営住宅の応急修理に関する事項</li> <li>6 その他土木建築部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項</li> </ol>
教育対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童及び生徒の応急の教育に関する事項</li> <li>2 市立学校の施設及び設備の応急復旧に関する事項</li> <li>3 体育施設の応急復旧に関する事項</li> <li>4 社会教育施設の応急復旧に関する事項</li> <li>5 その他教育委員会の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項</li> </ol>

【市対策本部の事務分掌表】 つづき

部 名	事務分掌
消防対策部	1 本部との連絡調整に関する事項 2 消防分団の指揮・調整に関する事項 3 避難勧告・指示の伝達及び避難誘導に関する事項 4 消防通信の運用及び確保に関する事項 5 車両・機械等の確保・整備に関する事項 6 その他消防本部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項
上下水道対策部	1 水道施設の応急復旧に関する事項 2 水対策に関する事項 3 公共下水道施設及び都市下水道施設の応急復旧に関する事項 4 その他上下水道局の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項

イ 市国民保護対策本部会議

(7) 武力攻撃災害応急対策その他重要な事項を協議するため、市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長、本部員及びその他必要な者を構成員とする市国民保護対策本部の会議を設置する。なお、市国民保護対策本部長は、国及び県の職員、その他本市職員以外の者を市国民保護対策本部会議に出席させることができる。

(イ) 市国民保護対策本部会議において処理すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 国及び県の指示に関する事項
- ・ 市国民保護対策本部の国民保護措置の進捗状況に関する事項
- ・ 被災状況の調査に関する事項
- ・ 市国民保護対策本部の各部の相互調整に関する事項
- ・ 国、県及び関係機関に対する応援要請に関する事項
- ・ 指定公共機関との連携に関する事項
- ・ その他国民保護措置に関する必要な事項

ウ 部及び班

武力攻撃災害応急対策及び武力攻撃災害情報の収集等を遂行するため、次のとおり部及び班を設置し、各部の名称及び主な分掌事務は次のとおりとする。

- (7) 対策部長 市長部局、教育委員会の部課長及び消防本部の消防長
- (イ) 対策副本部長 市長部局、教育委員会の部課長
- (ウ) 班 長 対策本部長の指名する課の長及び消防署長
- (エ) 班 員 班長の所属する課の職員



## エ 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、次のとおり、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

### (ア) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

### (イ) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

### (ウ) 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。

## オ 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、振興局長、振興局職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者を持って充てる。ただし、被害が甚大で必要であると認めるときは、市対策本部員、本庁職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

## カ 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認める場合は、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関間の連絡調整を行う。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## キ 現地調整所について

### (ア) 性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために個々の現場に設けるものである。

### (イ) 設置場所

現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置される。事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

(ウ) 活 動

現地調整所の運営は、原則として現地調整所を設置した職員等が関係機関の協力を得て行う。各機関の代表者は、定時又は随時に会合を開くことで機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう活動内容の確認及び調整並びに連携の強化を図る。

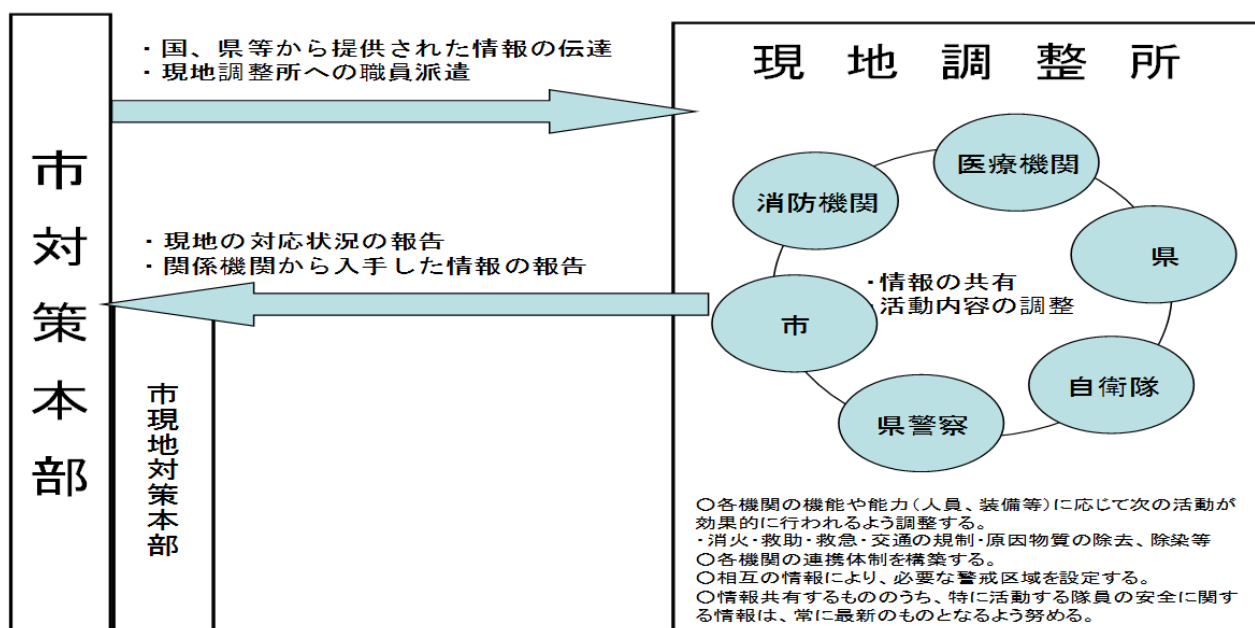
各関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して適時適切に情報を提供する。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については努めて迅速に共有する。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努める。

(エ) 市国民保護対策本部との連携

市国民保護対策本部は、収集した情報を現地調整所に伝達し、現地調整所は現地の活動内容等を市国民保護対策本部へ報告する。

この際、それぞれの伝達及び報告は、迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努める。

【現地調整所の組織編成】



## 2 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### (1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

### (2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### (3) 職員の派遣の求め

市国民保護対策本部長は、県国民保護措置の実施に関し、各関係機関と緊密な連絡を図る必要があると認められるときは、県に対して職員の派遣を求めることができる。

### (4) 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### (5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

### (6) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

### (7) 市国民保護対策本部の設置、設置の有無によらない国民保護措置の実施

市長は、市国民保護対策本部の設置の有無にかかわらず国民保護措置を実施することができる。

## 3 通信の確保

(国民保護法第 156 条 電気通信設備の優先利用等)

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 通信設備の優先的な利用

市は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用できる。具体的には、他の通信に優先して接続される。

### 第3章 関係機関相互の連携

#### 1 県の対策本部との連携

(1) 県の事態対策本部等との連携

市は、県の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。また、県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るとともに、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県、国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

(2) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置にかかわる情報の報告

市は、住民避難が必要となるような状況が生じた場合、速やかに「資料編」に定める様式に従って県へ報告する。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(国民保護法第11条 都道府県の実施する国民の保護のための措置)

(国民保護法第16条 市町村の実施する国民の保護のための措置)

(国民保護法第21条 指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

## 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(国民保護法第 15 条 自衛隊の部隊等の派遣の要請)

(国民保護法第 20 条 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め方)

(国民保護法第 28 条 都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊西部方面総監、航空自衛隊西部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

## 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(国民保護法第 17 条 他の市町村長等に対する応援の要求)

(国民保護法第 18 条 都道府県知事等に対する応援の要求)

(国民保護法第 19 条 事務の委託の手続きの特例)

### (1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

### (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事

務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

#### 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(国民保護法第 151 条 職員の派遣の要請)

(国民保護法第 152 条 職員の派遣のあっせん)

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

#### 6 市の行う応援等

(国民保護法第 17 条 他の市町村長等に対する応援の要求)

(国民保護法第 21 条 指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
  - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
  - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等  
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

(国民保護法第4条 国民の協力等)

(国民保護法第80条 救援への協力)

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

市は、被災地や避難先地域に係る救援物資に関する問い合わせ窓口を必要に応じて設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

## 8 住民への協力要請

(国民保護法第4条 国民の協力等)

(国民保護法第22条 安全の確保)

(国民保護法第80条 救援への協力)

(国民保護法115条 消火、負傷者の搬送、被災者の救援等への協力)

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保



## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の通知及び伝達等

#### 1 警報の通知等

##### (1) 警報の通知

(国民保護法第46条 都道府県知事による警報の通知)

市長は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁を通じて知事から通知された場合には、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

##### (2) 警報の伝達等

(国民保護法第47条 市長村長による警報の伝達等)

ア 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に対し、警報の内容を伝達する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.hita.oita.jp/>) に警報の内容を掲載する。

##### (3) 警報の解除の伝達

(国民保護法第51条 警報の解除)

(1)(2)は、国の対策本部長が警報を解除した場合について準用する。

#### 2 警察への警報の伝達の協力

(国民保護法第47条 市長村長による警報の伝達等)

(国民保護法第51条 警報の解除)

市長は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして警報の通知の内容及び警報の解除が的確かつ迅速に伝達されるように協力を図る。

#### 3 市長の警報伝達の基準

##### (1) 住民等への警報の伝達

(国民保護法第47条 市町村長による警報の伝達)

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの)に伝達するものとする。

##### (2) 伝達の方法

(国民保護法第47条 市町村長による警報の伝達)

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Emer-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令さ

れた事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(3) 警報伝達のための体制整備等

（国民保護法第 41 条 組織の整備）

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察とも緊密な連携を図る。

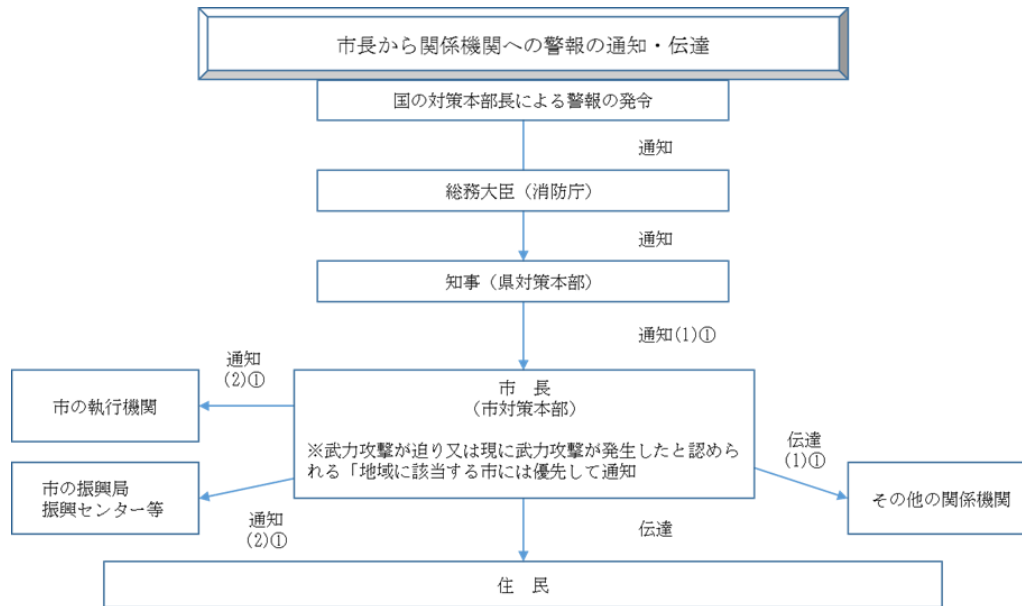
(4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(5) 警報の解除

（国民保護法第 51 条 警報の解除）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※市長は、ホームページに警報の内容を掲載  
 ※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

## 第2 避難の指示等

### 1 基本的考え方

武力攻撃事態等において、国から警報の発令とともに、避難措置の指示を受けた場合は、警報の通知と同様、速やかに関係機関へ通知する。

この場合において、要避難地域がある場合には、直ちに具体的な避難の方法を示して当該地域の住民に避難を指示する。

### 2 避難措置の指示の通知・伝達等

（国民保護法第54条 避難の指示）

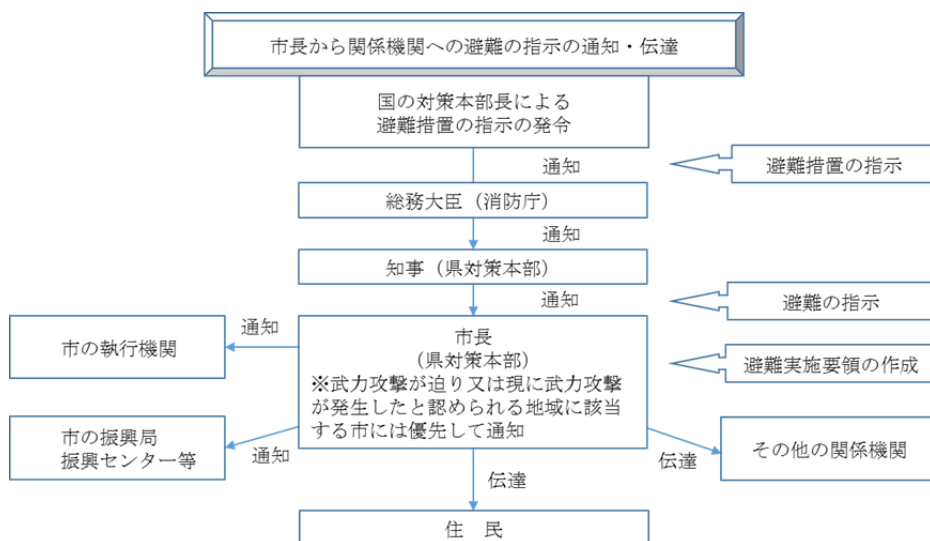
（国民保護法第58条 都道府県の区域を超える住民の避難）

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

市長は、知事から本市が県内避難住民及び他都道府県の避難住民の避難先地域として通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて、現に武力攻撃を受けており避難住民の受入れを物理的に行えない場合等正当な理由がある場合を除き、避難住民を受入れる。

### 3 避難の指示

避難の指示の流れについては下図のとおり。



※市長、避難の指示の受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

#### (1) 住民に対する避難の指示

(国民保護法第 54 条 避難の指示)

市長は、知事から要避難地域に対する住民の避難の指示を受けた場合は、その地域の住民に対し、直ちに次の事項を示して避難の指示をする。

- ア 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- イ 住民の避難先となる地域（避難先地域、住民の避難の経路も含む）
- ウ 関係機関が講ずべき措置の内容
- エ 避難のため利用される主要な避難経路（国道、県道等）
- オ 避難のための交通手段、その他避難の方法（徒歩、バス、鉄道等）

## 【避難の指示の内容（例）】

避難の指示

日田市長

○月○日○時現在

- 1 大分県においては、○月○日に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。  
本市における要避難地域の住民は、次に掲げる方法に従い、避難されたい。
- 2 本市における住民の避難は、次の方法のより行う。  
A地区の住民は、本市B地区（又は県内の市地区、隣接した県の市地区）を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること。（○○時間を目途に避難を完了）
  - (1) 輸送手段及び輸送経路
    - ア バス（A会社○台確保予定）、国道○○号～県道○○号を經由
    - イ タクシー（B会社○○台確保予定）、経路同じ
    - ウ 鉄道（○○駅発、○○両編成、○時○分予定）
  - (2) 連絡事項等
    - ア ○時から○時まで国道○号、県道○号は交通規制
    - イ 市職員○名を派遣し、住民の誘導を実施
- 3 注意事項  
避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行う。
- 4 関係機関が講ずべき措置の内容  
避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

### (2) 要避難地域に近接する地域の住民に対する避難の指示

市長は、避難の指示を行う場合、市の地理的条件、交通事情その他条件に照らして、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、県の指示に従い避難すべき地域の住民に避難の指示をする。

### (3) 住民に対する避難の指示の判断

市長は、避難の指示を行うに際しては、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに個別の避難先、避難先の割当、避難の時期、避難経路や避難手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

## 4 市長の避難の指示の伝達

（国民保護法第54条 避難の指示）

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、市町村長の警報の伝達の基準に準じて、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。

## 5 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

## 6 避難措置の指示の解除等

### (1) 避難措置の指示及び避難の指示の解除

（国民保護法第53条 避難措置の指示の解除）

（国民保護法第55条 避難の指示の解除）

市長は、国の対策本部長が要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除し、その通知を受けた知事が当該避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除した場合は、速やかに解除を行う。また、知事の判断で要避難先地域に近接する地域の住民を避難させた場合においても、知事が避難の必要がなくなると認めるときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

### (2) 避難住民の復帰のための措置

（国民保護法第69条 避難住民の復帰のための措置）

市長は、要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、「避難住民の復帰に関する要領」を定め、必要な措置を講ずるものとする。

### 第3 武力攻撃事態等に応じた避難の方法等

#### 1 基本的考え方

住民の避難は、武力攻撃事態等の類型、事態の推移、避難に要する時間的余裕、さらには武力攻撃災害による被災の状況等に応じ、屋内施設への避難、そして県外への広域避難など多様な避難形態が考えられる。

避難の指示を行うに際しては、具体的に発生した又は発生する恐れのある武力攻撃事態等を実施に応じた的確かつ迅速な方法により以下のとおり実施する。

#### 2 武力攻撃事態等に応じた避難の態様

##### (1) 武力攻撃事態等

類型別	避難方法等
弾道ミサイル攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報と同時に屋内避難</li> <li>・被害内容が判明後、他の安全な地域への避難の指示</li> </ul>
ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要避難地域からの迅速な避難</li> <li>・移動の安全確保がされない場合は、屋内避難</li> </ul>
着上陸侵攻の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的避難</li> </ul>
航空攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報と同時に屋内避難</li> <li>・被害内容が判明後、他の安全な地域への避難の指示</li> </ul>

##### (2) 緊急対処事態

類型別	避難方法等	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風向き二次感染の防止等を考慮し、危険地域からの避難(退避)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事態に応じ、市内避難又は県内避難</li> </ul>
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃		
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃		
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃		

### 3 避難の形態と避難方法

#### (1) 屋内避難：自宅又は近傍の施設への避難

##### ア 避難場所

自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等の地下施設

##### イ 避難方法

原則、徒歩とし、できるだけ速やかに屋内に避難

その後、事態の推移、被害内容等によっては、市内、県内及び県外避難に掲げる方法により他の安全な地域へ避難を行う。

#### (2) 市内避難：市内の避難施設への避難

##### ア 避難場所

市内の避難施設

##### イ 避難方法

原則、徒歩とする。ただし、徒歩による避難が困難な高齢者等の要援護者の避難に限り、借り上げ車両（バス等）及び公用車を補完的に使用する。

#### (3) 県内避難：他の市町村への避難

##### ア 避難場所

市内施設から知事が指定する他の市町村の避難施設

##### イ 避難方法

- ・ 市内の避難施設（集合場所）までの避難は、市内避難と同様とする。
- ・ 市内の避難施設から知事が指定する県内の避難施設までは、借り上げ車両（バス、鉄道及び船舶等）及び公用車等（以下「借り上げ車両等」という。）とする。

#### (4) 県外避難：県外の市町村への避難

##### ア 避難場所

市内施設から県外の避難施設

##### イ 避難方法

- ・ 市内施設（集合場所）までは、市内避難と同様とする。
- ・ 市内施設から県外の避難施設へは、借り上げ車両等とする。

### 4 避難にあたって配慮する事項

#### (1) 弾道ミサイルおよび航空による攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

② 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。



(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

その他、記者会見等による国民への情報提供

知事

避難の指示

市長

避難実施要領の策定

イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

③ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

④ 屋内避難を行わせる際には、関係機関は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。

イ グリラや特殊部隊による攻撃

知事による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。そのため、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊

等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

#### ウ 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、平素から避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であることから定めることはしない。

### (2) 地理的特性等の場合

#### ア 中山間地における住民避難

住民の避難に際しては、住民の輸送手段として借り上げ車両等を利用し、市長は、道路状況等を踏まえ避難経路の確保を行う。避難に当たっては、学校施設、集落単位で集合することとする。また、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示す。

#### イ 観光地における避難

観光施設、宿泊施設等の管理者は、観光客等に対して、避難施設、避難経路を確実に伝達するとともに、職員等による引率等地理不案内な観光客に対する避難が円滑に行われるよう努めるものとする。

#### ウ 学校施設における避難の場合

学校施設等の管理者は、避難が円滑に行われるように拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率等職員と連携、協力して、生徒等の避難施設への避難が円滑に行われるよう努めるものとする。

### (3) 高齢者等が入所の病院等の場合

(国民保護法第 65 条 病院等の施設の管理者の責務)

市は、自己の管理する病院その他身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の者が避難を行うときは、拡声器等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、車椅子や担架による移動の補助並びに車両による搬送など避難が円滑に行われるよう努める

### (4) NBC 攻撃の場合

市長は、NBC 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事からの指示は、当該措置の指示の内容を踏まえ、避難を指示される。

## 5 避難住民の誘導等

(国民保護法第4条 国民の協力)

(国民保護法第9条 留意事項)

(国民保護法第62条 市町村長による避難住民の誘導等)

(国民保護法第63条 警察官等による避難住民の誘導等)

(国民保護法第64条 市町村長の協議等)

(国民保護法第66条 避難住民を誘導する者による警告、指示等)

(国民保護法第69条 避難住民の復帰のための措置)

(国民保護法第71条 避難住民の輸送の求め)

### (1) 市長による避難住民の誘導

ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難先地域において当該市の住民の受入が完了するまで避難住民の誘導を行う。

イ 避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、学校、事業所等を単位とし誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

ウ 市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

エ 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

オ 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

カ 避難住民を誘導するものの安全確保は、市長の判断にゆだねられるが、事態の状況によっては、現場で避難住民の誘導を指揮する者が判断して安全確保のために必要な措置を講ずる。

### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防長又は消防署長の所轄の下に、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

市長は、警察官等が当該市の避難住民を誘導しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求め、また、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。病院、老人福祉施設、幼稚園、保育園その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、車椅子や担架による移動の補助、並びに車両による搬送など避難が円滑に行われるようできるだけだけの措置を講ずる。また、施設の管理者及び市のみによっては十分な輸送手段を確保することができない場合は、市長は、県、県警察、及び自衛隊に協力を要請する。

(7) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対して、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、交通規制や道路の通行禁止等を行ったときは、県警察と連携して、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

## 6 市が定める避難実施要領

### (1) 避難実施要領の策定

(国民保護法第 61 条 避難実施要領)

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### ア 避難実施要領に定める事項（法定事項）

(ア) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段や避難経路等

(イ) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等

(ウ) 避難の実施に関し必要な事項

避難施設の名称・所在・連絡先等避難先地域の情報、携行品、服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等

#### イ 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

(イ) 避難先

(ウ) 一時集合場所及び集合方法

(エ) 集合時間

(オ) 集合に当たっての留意事項

(カ) 避難の手段及び避難の経路

(キ) 市職員、消防職団員の配置等

(ク) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

(ケ) 要避難地域における残留者の確認

(コ) 避難誘導中の食料等の支援

(サ) 避難住民の携行品、服装

(シ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

### (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握

（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ 要援護者の避難方法の決定

(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

キ 避難経路や交通規制の調整

(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

### (3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。

その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。また、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びに県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。さらに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

## 7 避難所等における安全確保等

市長は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所ないでのトラブル等を防止するため、警察等の機関に対して被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等の要請を行い、住民の安全確保、犯罪の予防を図る。また、多数の者が利用する施設等の管理者に対しては当該施設の安全を確保するため必要な要請を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取り締まりの要請も行う。

その際、警察及び地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保持し、住民等からの相談に対応することを通じて住民等の不安の軽減に努める。

## 8 動物の保護等に関する配慮

市は、国（環境省、農林水産省）が示した動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付事務連絡）を踏まえ、危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護収容等について所要の措置を講ずる。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

(国民保護法第76条 市町村長による救援の実施等)

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

(国民保護法第16条 市町村の実施する国民の保護のための措置)

(国民保護法第71条 避難住民の輸送の求め)

(国民保護法第77条 日本赤十字社による措置)

(国民保護法第79条 救援物資の運送)

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。



#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

(国民保護法第 75 条 救援の実施)

#### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

#### (3) 救援の内容

市長は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、次の点に留意して救援を実施する。

##### ア 収容施設の供与に関し留意すべき事項

- (ア) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- (イ) 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- (ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- (エ) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- (オ) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- (カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- (キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- (ク) 提供対象人数及び世帯数の把握

##### イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関し留意すべき事項

- (ア) 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- (イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
- (ウ) 提供対象人数及び世帯数の把握
- (エ) 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産に関し留意すべき事項

- (ア) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- (イ) 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- (ウ) 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- (エ) 避難住民等の心身の健康状態の把握
- (オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- (カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- (キ) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- (ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出に関し留意すべき事項

- (ア) 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
- (イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬に関し留意すべき事項

- (ア) 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- (イ) 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- (ウ) 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- (エ) あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
- (オ) 県警察との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- (カ) 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供に関し留意すべき事項

- (ア) 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- (イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- (ウ) 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- (エ) 聴覚障害者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関し留意すべき事項

- (ア) 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- (イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- (エ) 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与に関し留意すべき事項

- (ア) 児童生徒の被災状況の収集
- (イ) 不足する学用品の把握
- (ウ) 学用品の給与体制の確保

#### ケ 死体の捜索及び処理に関し留意すべき事項

- (ア) 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
- (イ) 被災情報、安否情報の確認
- (ウ) 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- (エ) 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- (オ) 死体の一時保管場所の確保

#### コ 日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関し留意すべき事項

- (ア) 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- (イ) 障害物の除去の施工者との調整
- (ウ) 障害物の除去の実施時期
- (エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

### 4 救援の際の物資の売渡し支援等

（国民保護法第 81 条 物資の売渡しの要請等）

（国民保護法第 84 条 立入検査等）

(1) 市長は、知事の行う救援を支援するため、緊急の必要があると認められるとき又は知事から要請があったときは、当該物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命ずることができる。

(2) 立入検査

市長は、物資を収容し、若しくは物資の保管を命じ、土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地、家屋又は保管させる場所等に立ち入り物資等の状況を検査させることができる。さらに、当該物資等を保管させたときは、当該命じた者に対して必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り保管状況を検査させることができる。

## 第 6 章 安否情報の収集・提供

### 1 基本的考え方

（国民保護法第 94 条 市長村長及び都道府県知事による安否情報の収集）

（国民保護法第 95 条 総務大臣及び地方公共団体の長による安否確認の提供）

安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行う。また、この場合において個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行う。なお、国民保護法に基づく安否情報事務の実施にあたっては消防庁の「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」いう。）」を利用することを原則とする。

## 2 安否情報の収集等

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所若しくは医療機関に收容等された避難住民等について安否情報の収集を行うほか、県警察等への照会により安否情報の収集を行う場合は、避難住民及び負傷した住民については様式第1号により、死亡した住民については様式第2号により行う。また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 3 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 4 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 5 日本赤十字社に対する協力

(国民保護法第96条 外国人に関する安否情報)

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、上記の3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 6 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市による安否情報の収集

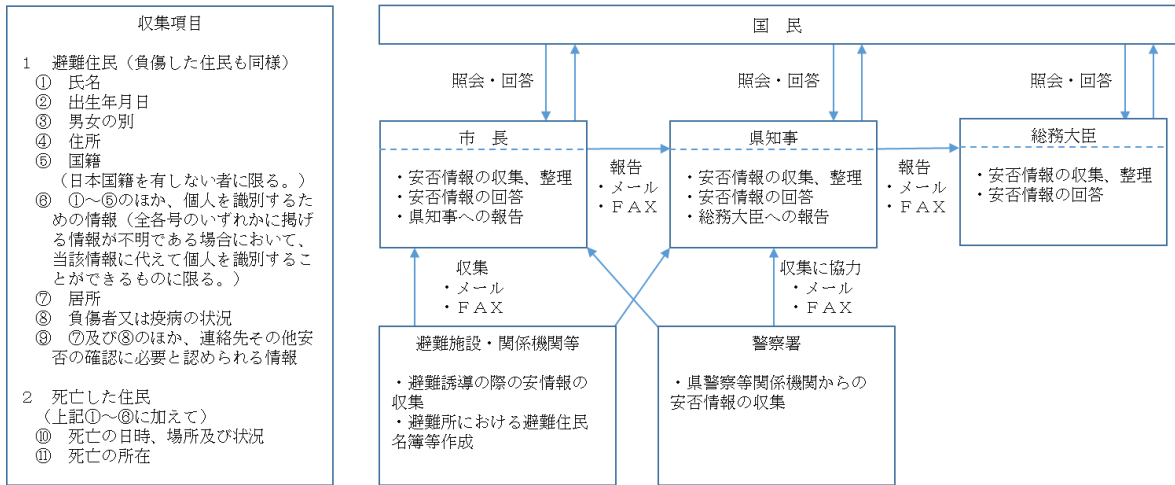
市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に避難者名簿等を作成する等により行うものとする。また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市による安否情報の報告及び照会に対する回答

市による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

# 安否情報収集・整理・提供の流れ

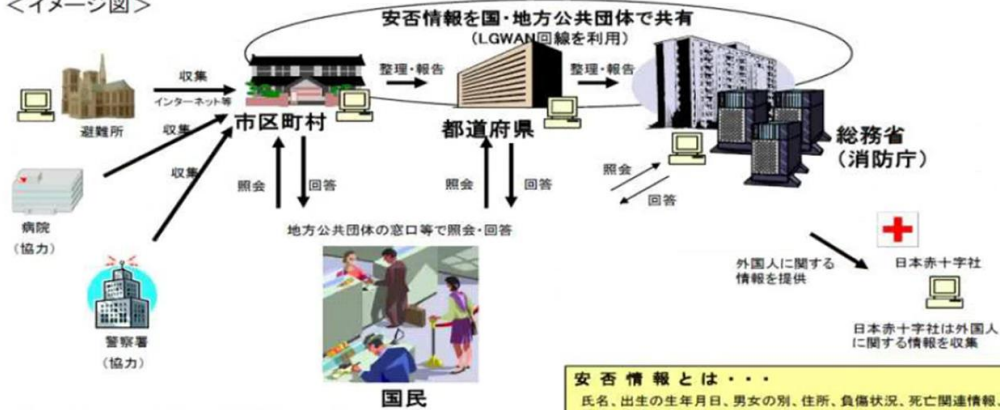
## 安否情報収集・整理・提供の流れ



## 安否情報システムについて

- 国民保護法に規定される安否情報事務を効率的に行うためのシステム
- 個人情報の保護のため、LGWANを用いた高いセキュリティを確保
- 避難所等からはインターネット端末により情報を収集(入力)
- 全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答

<イメージ図>



※ インターネット回線は、暗号化した上で仮想専用回線としたものを利用  
※ LGWAN回線とは、地方公共団体の専用回線のこと(総合行政ネットワーク)

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方等

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(国民保護法第97条 武力攻撃災害への対処)

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

(国民保護法第98条 発見者の通報義務等)

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。なお、市長に通報することができないときは、速やかに知事に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

### 第2 生活関連等施設の安全確保等

#### 1 生活関連等施設の安全確保

(国民保護法第102条 生活関連等施設の安全確保)

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(国民保護法第 103 条 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

#### 【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し又は取り扱うもの。（国民保護法施行令第 29 条）

#### 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、上記(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第 3 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

### 1 基本的考え方

市として、県内には、原子力発電所はないが、国の対策本部長からの応急対策に係る公示に備え、県地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき県と連携して必要な措置を講ずる。



## 2 武力攻撃原子力災害への対処

(国民保護法第 105 条 武力攻撃原子力災害への対処)

### (1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出の恐れに関する通報を原子力管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に報告する。

### (2) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、大分県地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### (3) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、大分県地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### (4) 職員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

### (5) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、大分県地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### (6) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、大分県地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### 3 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

(国民保護法第99条 緊急通報の発令)

(国民保護法第112条 市町村長の退避の指示)

(国民保護法第114条 警戒区域の設定)

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

(国民保護法第107条 放射性物質等による汚染の拡大の防止)

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

(国民保護法第97条 武力攻撃災害への対処)

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

(国民保護法第108条 第107条の関連事項)

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

#### イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。消防機関は、患者の移送を行うものとし、措置に当たる要員の安全確保のためワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。また、県警察、日田玖珠県民保健福祉センター等の関係機関と連携して消毒等の措置を行う。

#### ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### エ 生物剤を用いた攻撃の場合における対応

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長及び関係消防組合の管理者の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	汚染又は汚染された疑いがある 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	汚染又は汚染された疑いがある 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	汚染又は汚染された疑いがある 死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	汚染又は汚染された疑いがある 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	汚染又は汚染された疑いがある 建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	汚染又は汚染された疑いがある 場所	・交通の制限 ・交通の遮断

ア 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

イ 上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

ウ 知事の要請を受けた市長は、上記汚染の拡大を防止するための措置を実施するため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は航空機（以下「土地等」という。）に立ち入らせる。また、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から請求があるときは、これを提示する。

## 第4 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施必要な事項について以下のとおり定める。

### 1 事前措置等

(国民保護法第111条 市町村長の事前措置等)

市長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、当該設備又は物件の除去、保安、補修、補強及び使用の停止等の指示を知事から通知を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずる。

### 2 緊急通報の発令

(国民保護法第100条 関係機関への緊急通報の通知等)

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。

### 3 退避の指示

(国民保護法第112条 市町村長の退避の指示等)

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。また、退避の指示をする場合において、集団で退避させるため、あるいは安全地域を明確にするためなどの理由により必要があると認めるときは、退避先を指示する。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設置する。また、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。市長は、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、住民に危険が及ぶことを防止するため、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### (2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

イ 市長は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に広報車、立看板等退避している住民が十分に了知できる方法でその旨を公表するとともに、速やかにその旨を知事に通知を行う。

ウ 市長は、知事、警察官、又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。この場合、知事からの通知を受けた場合を除き、知事に退避の指示をした旨の通知を行う。

エ 市長は、警察官、又は自衛官から退避の指示を解除した旨の通知を受けた場合は、速やかにその旨を公表するとともに、知事に通知を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

#### 4 警戒区域の設定

(国民保護法第 114 条 警戒区域の設定)

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

(2) 警戒区域の設定方法等

- ア 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
- イ 警戒区域を設定、又は設定の変更、若しくは解除した場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ア 警戒区域を設定した場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。
- ウ 市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

**5 応急公用負担等**

(国民保護法第 113 条 応急公用負担等)

(1) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(2) 応急公用負担の手続き等

- ア 市長は、(1)のアの措置を行ったときは、速やかに、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対し、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下「名称又は種類」という。）を通知する。この場合において、通知する相手方の氏名及び住所を知ることができないときは、市の事務所に必要事項を掲示するものとする。
- イ 市長は、(1)のイの工作物の除去を行った場合は、倉庫等に収納するほか、警備員、監視人をつけて滅失又は破損等がないように管理する。この場合において、市長は、当該保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量を公示する。ただし、保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるときや、保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、売却代金を保管する。

## 6 武力攻撃災害への対処措置に関する要請と安全確保

(国民保護法第 115 条 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。また、協力の要請にあたっては、武力攻撃災害が急迫している場合など安全が確保されない時期や場所における協力要請はしないなど、協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

## 7 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。



(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

### 1 被災情報の収集

(国民保護法第126条 被災情報の収集)

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

### 2 被災情報の報告

(国民保護法第127条 被災情報の報告)

- (1) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

### 3 情報の提供

市は、国民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者により正確かつ積極的に情報提供に努める。

### 4 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市長は、火災・災害等即報要領に基づき県に報告する。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

### 1 保健衛生の確保

(1) 市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### ア 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### イ 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### ウ 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### エ 飲料水衛生確保対策

(ア) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(イ) 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

(ウ) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### オ 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(2) 保健衛生の確保への協力要請等

(国民保護法第123条 保健衛生の確保への協力)

市長及び職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該避難区域住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。この場合、市長及び職員は、その要請を受けて住民の健康又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

## 2 廃棄物の処理

(国民保護法第 124 条 廃棄物処理の特例)

### (1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 3 文化財の保護

(国民保護法第 125 条 文化財保護の特例)

### (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

イ 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には速やかにその旨を文化庁長官に対し連絡する。

### (2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 市教育委員会は、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行にあたる。

イ 市教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行にあたる時は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

### 1 生活関連物資等の価格安定

(国民保護法第129条 生活関連物資等の価格の安定等)

(1) 市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。

イ 生活関連物資等に需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用し、必要な情報共有に努めるとともに、市民への情報提供や相談窓口を設置する。

(2) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときには、関係法令に基づき次に掲げる措置を実施する。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に係る措置

イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

ウ 物価統制令に係る措置

### 2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

厚生労働省は、必要に応じて避難住民等に対するきめ細かな職業紹介等の雇用対策を講ずるとともに、被災した地域における雇用の維持を図るために必要な措置を講ずる。

市は、これらの措置と相まって地域の実情に応じて必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

(5) 市有財産等の無償貸し付け

市は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸し付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

**3 生活基盤等の確保**

(国民保護法第 134 条 電気及びガス並びに水道の安定的な供給)

(1) 市による生活基盤等の確保

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ア ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

イ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。

ウ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

エ 道路の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、道路を適切に管理することとする。

## 第11章 交通規制

(国民保護法第155条 交通の規制等)

### 1 交通状況の把握

市対策本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して警察が収集した通行可能な道路や交通状況などの情報を把握する。

### 2 交通規制の実施

市対策本部は、警察と連携し、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

この際、緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の警察と連携して周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。なお、交通規制を行う際は、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ適切に行う。

### 3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は公安委員会が確認を行う。

### 4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である市は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について住民、運転者等に周知徹底を図る。

### 5 緊急交通路確保のための権限等

#### (1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

#### (2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

#### (3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

#### (4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

## 6 関係機関との連携

県警察は、交通規制にあたっては、関係機関との密接な連携を確保する。



## 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

### 1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

赤十字標章等及び国際的な特殊標章等（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定）は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びそれぞれの団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 2 赤十字標章等

#### (1) 赤十字標章

（国民保護法第157条 赤十字標章等の交付等）

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。）

#### (2) 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号

（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

#### (3) 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

（様式のひな型は下記のとおり。）

#### (4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

#### (5) 交付及び管理

ア 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

(ア) 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

(イ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療

関係者（(ア)及び(イ)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む）

イ 以下の医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱に規定に基づき、赤十字標章等に使用を許可する。

(ア) 医療機関である指定地方公共機関

(イ) 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

### 3 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章  
(オレンジ色地に青の正三角形)

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書  
(様式のひな型は下記のとおり。)

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(4) 交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会申合せ)に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

(ア) 市の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 消防団長及び消防団員

(ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

(ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

(ア) 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### 4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するにあたっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

【国民保護法第 157 条第 1 項の身分証明書の様式】

<p style="text-align: center;">(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p style="text-align: center;"><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 for PERMANENT 臨時の TEMPORARY civilian medical personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	表面	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height _____</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes _____</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder		裏面
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____													
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____															
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER															
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder														

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

【国民保護法第 158 条第 1 項の身分証明書の様式】

<p style="text-align: center;">(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p style="text-align: center;"><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	表面	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height _____</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes _____</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder		裏面
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____													
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____															
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER															
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder														

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))